

市第2号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条の4の3第1項第3号中「所得税法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法」に改める。

附則第9条第1項中「、第32項並びに第33項」を「並びに第32項」に改め、同条第9項を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「同項第3号」を「同項第4号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「同項第2号」を「同項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第25項に規定する設備（同項第2号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に14分の11（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、7分の6）を乗じて得た額とする。

附則第9条第10項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第11項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第13条の3の2に次の1項を加える。

- 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に法附則第15条の7第4項に規定する総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が同条第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第13条の3の3第1項中「（平成20年法律第87号）」を削り、「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、「同条第4項中」の次に「「は、第1項又は第2項」とあるのは「は、条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、「は、前項」とあるのは「は、同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「から、前項」とあるのは「から、条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「総務省令」とあるのは「この項の規定に基づく総務省令」と、「が第1項又は第2項」とあるのは「が条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、「かかわらず、第1項又は第2項」とあるのは「かかわらず、同条第1項において読み替えて準用する第1項又は第

2項」と、同条第5項中」を加え、「前項」を「第3項」に改め、同条第2項中「前条中」を「前条第1項中」に改め、「又は第2項」の次に「と、同条第2項中「法附則第15条の7第4項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第4項」」を加える。

附則第13条の3の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第13条の7第1項、附則第13条の8第1項、附則第13条の8の2第1項及び附則第13条の8の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

第29条の4の3第1項中「又は金銭」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金

第29条の4の4第1項中「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項各号」に改め、「又は同項第3号の金銭の支出先である特定公益信託の受託者」及び「又は当該金銭」を削り、同条第4項中「若しくは控除対象寄附金の支出先である特定公益信託の受託者」を削る。

附則第13条の3の4第1項中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中附則第13条の3の4第1項の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第1条中第29条の4の3第1項第3号の改正規定及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「改正法」という。）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日

(3) 第2条中第29条の4の3第1項並びに第29条の4の4第1項及び第4項の改正規定並びに次項の規定 改正法附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第3号に掲げる規定による改正後の横浜市市税条例（以下「第3号新条例」という。）第29条の4の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(準備行為)

3 第3号新条例第29条の4の3第1項第3号に掲げる寄附金に係る第3号新条例第29条の4の4第1項の規定による指定の申請の

手続は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行前においても、同条第1項の規定の例により行うことができる。この場合において、横浜市市税条例（以下「条例」という。）第29条の4の4第2項の規定の適用については、同項中「その指定に係る申請書の提出があった日の属する年の1月1日」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

- 4 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された条例附則第9条第5項並びに第1条の規定による改正前の条例（以下「旧条例」という。）附則第9条第6項及び第7項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る旧条例附則第9条第9項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用

し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 8 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る旧条例附則第9条第9項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第1条関係

（寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金）

第29条の4の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金又は金銭であって、市民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定したものの（以下「控除対象寄附金」という。）とする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）
所得税法
附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものと
される同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3
 項の規定により特定寄附金とみなされる同項に規定する特定
 公益信託（以下「特定公益信託」という。）の信託財産とす
 るために支出した金銭

（第2項省略）

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第9条 法附則第15条（第2項第1号及び第5号、第14項、第25
 項、第28項 並びに第32項
、第32項並びに第33項を除く。以下この項において
 同じ。）、第15条の2、第15条の3又は第63条第1項に規定す
 る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標
 準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかか
 わらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3まで又は第63条

第1項の規定に規定する額とする。

(第2項から第5項まで省略)

6 法附則第15条第25項に規定する設備(同項第2号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に14分の11(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、7分の6)を乗じて得た額とする。

$\frac{7}{6}$ 法附則第15条第25項に規定する設備(同項第3号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に12分の7(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、4分の3)を乗じて得た額とする。

$\frac{8}{7}$ 法附則第15条第25項に規定する設備(同項第4号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1)を乗じて得た額とする。

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

9 法附則第15条第32項に規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第32項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に

- 係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。
- 10 法 附則第15条第32項
附則第15条第33項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第32項
附則第15条第33項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。
- 11 法 附則第15条第41項
附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

（新築認定長期優良住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の3の2 （第1項省略）

- 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に法附則第15条の7第4項に規定する総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が同条第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

（新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の3の3 法附則第15条の7の規定は、長期優良住宅の普

及の促進に関する法律~~(平成20年法律第87号)~~の施行の日から
令和8年3月31日までの間に新築された同条第1項に規定する
令和6年3月31日
認定長期優良住宅である住宅（法附則第15条の6第1項に規定
する住宅（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含
む。）をいう。附則第13条の7第1項及び附則第13条の8の2
第1項において同じ。）で法附則第15条の7第1項の規定に基
づく政令で定めるものに対して課する都市計画税について準用
する。この場合において、同項中「この条及び附則第15条の9
の2」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）
附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの条
」と、「次項又は次条」とあるのは「条例附則第13条の3の3
第1項において読み替えて準用する次項」と、「この項」とあ
るのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、
「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政
令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条
第2項中「次条第1項、第3項又は第4項の規定の適用がある
場合を除き、当該住宅」とあるのは「当該住宅」と、「住宅に
あつてはこの項」とあるのは「住宅にあつては条例附則第13条
の3の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政
令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で
定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「）にあ
つてはこの項」とあるのは「）にあつては同条第1項において
読み替えて準用するこの項」と、同条第3項中「前2項」とあ
るのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準
用する前2項」と、同条第4項中「は、第1項又は第2項」と

あるのは「は、条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、「は、前項」とあるのは「は、同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「から、前項」とあるのは「から、条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「総務省令」とあるのは「この項の規定に基づく総務省令」と、「が第1項又は第2項」とあるのは「が条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、「かかわらず、第1項又は第2項」とあるのは「かかわらず、同条第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第3項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第3項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第1項中「同項又は同条第2項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項」と、同条第2項中「法附則第15条の7第4項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第4項」と読み替えるものとする。

(新築認定低炭素住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の4 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの
令和6年3月31日

間に新築された住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）のうち、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5—1(3)の等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準若しくは^建建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律_{建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律}（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「認定低炭素住宅等」という。）で法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当

するものに限る。)にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 2 令和4年4月1日から $\frac{\text{令和8年3月31日}}{\text{令和6年3月31日}}$ までの間に新築された認定低炭素住宅等のうち中高層耐火建築物(法附則第15条の6第2項に規定する中高層耐火建築物をいう。)である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額(区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。)にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

(第3項及び第4項省略)

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成24年1月2日から $\frac{\text{令和8年3月31日}}{\text{令和6年3月31日}}$ までの間に耐震改修(同条第1項に規定する耐震改修をいう。)が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第1項中「この条から附則第15条の10まで」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」という。)附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準(同条第1項において「耐震基準」という。)」とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「次条第1項、第4項又は第5項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項又は条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項若しくは第5項」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合には平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項

において同じ。)を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅(区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。)にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。)にあってはこの項の」とあるのは「限る。)にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等(同条第9項に規定する住宅及び同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分で同項の規定に基づく政令で定めるものをいう。第13条の8の3第1項において同じ。)のうち、特定居住用部分(法附則第15条の9第4項に規定する特定居住用部分をいう。)にお

いて令和4年4月1日から~~令和6年3月31日~~^{令和8年3月31日}までの間に熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第9項中「この項から第11項まで及び次条第4項から第6項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項から第11項まで」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「第1項又は次条第1項若しくは第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項、次条第1項若しくは第5項若しくは附則第15条の9の3第1項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用す

る第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第5項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、及び「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、「第5項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(特定耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の2 法附則第15条の9の2第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から~~令和8年3月31日~~
令和6年3月31日までの間に特定耐震基準適

合住宅（同条第1項に規定する特定耐震基準適合住宅をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この項から第5項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「この項から第3項まで」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「既にこの項」とあるのは「既に同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「以下この項において」とあるのは「以下同条第1項において読み替えて準用するこの項において」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

（第2項省略）

（特定熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額）

第13条の8の3 法附則第15条の9の2第4項から第7項までの規定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等のうち、令和4年4月1日から~~令和6年3月31日~~令和8年3月31日までの間に特定熱損失防

止改修等住宅（同条第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅をいう。）又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分（同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第4項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第5項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項若しくは次条第1項の」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項の」と、「この項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読

み替えて準用する前項」と、「第4項又は第5項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

第2条関係

(寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金)

第29条の4の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金~~又は金銭~~であって、市民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定したもの(以下「控除対象寄附金」という。)とする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金
所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)
附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものと
される同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3
項の規定により特定寄附金とみなされる同項に規定する特定
公益信託(以下「特定公益信託」という。)の信託財産とす
るために支出した金銭

(第2項省略)

(控除対象寄附金の指定手続等)

第29条の4の4 前条第1項各号
前条第1項第1号及び第2号の寄附金を受領するもの~~又は同項第3号の金銭の支出先である特定公益信託の受~~
~~託者~~は、当該寄附金~~又は当該金銭~~について、同項の規定による控除対象寄附金の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(第1号から第3号まで、第2項及び第3項省略)

- 4 控除対象寄附金を受領するもの 若しくは控除対象寄附金の支出先である特定公益信託の受託者 (以下「控除対象寄附金募集者」という。)又は前条第2項の寄附金を受領する者は、毎年3月15日までに、前年中に寄附を受けた当該控除対象寄附金(同項の寄附金を含む。以下この項において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(第1号から第4号まで及び第5項省略)

附 則

(新築認定低炭素住宅等に対して課する都市計画税の減額)

- 第13条の3の4 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅(法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。)のうち、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第2条第3項に規定する低炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(同告示第5の5の5-1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)及び同告示第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号) 第30条第1項第1号 第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの(以下この条において「認定低炭素住宅等」

という。)で法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

(第2項から第4項まで省略)